

入札説明書

OSS 連携システムサーバー等の借入に係る一般競争入札については、関係法令に定めるほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和 8 年 4 月 17 日（金）

2 競争入札に付する事項

(1) 借入物品

詳細については、別添「要求仕様書」のとおり

(2) 借入予定期間

令和 9 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日まで（60 ヶ月）

(3) 納入場所

大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

大分県庁舎本館 5 階 大分県総務部税務課分室

(4) 契約について

当該契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約である。

そのため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、当該契約は解除となる。

3 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県総務部税務課税務電算班（大分県庁本館 5 階）

〒870-8501 大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

電話番号 097-506-2392 F A X 097-506-1719

メールアドレス a11500@pref.oita.lg.jp

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）上に令和 8 年 5 月 28 日（木）まで入札説明書等を掲載することにより契約条項を示す。

5 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行う。また、当該入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下、「運用基準」という。）

による。

なお、紙により入札参加を希望する者は、別添1を確認のうえ入札書を下記11に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。

6 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げるすべての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書（別添様式）を令和8年5月20日（水）午後5時00分までに大分県総務部税務課税務電算班に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。
- (4) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
- (5) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (6) この公告の日から下記12に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けてない者であること。
- (7) 自己又は自己の役員等が次のいずれかにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団（員）に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間

電子入札システムにより入札参加申請を、令和8年4月17日（金）午前10時00分から令和8年5月20日（水）午後5時00分までに行うこと。

なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加申請書」（運用基準様式第2号）を、令和8年5月20日（水）午後5時00分（必着）までに持参または郵送（簡易書留）等受取が確認できる方法で下記提出先に提出すること。

提出先 大分県総務部税務課税務電算班
〒870-8501 大分県大手町3丁目1番1号
電話 097-506-2392

8 電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- (3) 使用時刻 日本標準時

9 電子入札システムによる入札参加申請期間

令和8年4月17日（金）午前10時00分～令和8年5月20日（水）午後5時00分まで

10 電子入札システムによる入札金額の入力期限

令和8年5月21日（木）午前10時00分～令和8年5月28日（木）午後5時00分まで

11 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限

- (1) 提出場所 大分県総務部税務課税務電算班
- (2) 提出期限 令和8年5月28日（木）午後5時00分までに必着のこと。

12 電子入札システムによる開札予定日時

令和8年5月29日（金）午前10時00分

13 再入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。

14 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項、入札説明書及び要求仕様書に特段

の定めがない事項については、大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）の規定を適用する。

15 入札保証金に関する事項

見積金額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

16 入札参加時の注意点

- (1) 入札金額は、1 ヶ月の賃借料で行うので、60 月賃貸借料率で計算したうえで、1 ヶ月分に相当する金額を見積もりすること。
- (2) 入札には、上記 6 の(2)に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の経路を経て、入札の参加、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領等並びにこれらに附帯する一切の事項の権限を有する者として登録を受けた者（以下「本人」という。）が参加することを原則とする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入力すること。
(紙で提出する場合は、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。)
- (4) 上記以外の電子入札システムによる入札に係る事項について、運用基準及び「大分県共同利用型電子入札システム受注者物品操作マニュアル」をよく読んだうえで手続を行うこと。

17 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 27 条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき
- (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないもの

18 最低制限価格に関する事項

本入札には、最低制限価格は設定しない。

19 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第 23 条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再入札は 2 回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、手続を改めることとする。

20 契約保証金に関する事項

落札者は、契約担当者が指定する日時までに、落札金額に 12 を乗じた金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

なお、落札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、提出した入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を契約金額とする。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去 2 年間に国（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

21 契約書の作成

落札者決定通知の日から 7 日以内に、県が作成する様式による賃貸借契約書に必要事項を記載し、記名押印のうえ上記 20 に掲げる契約保証金若しくは上記 20 の(1)又は(2)に掲げる事項を証明する書類及び契約保証金免除申請書（様式 1）を添えて提出すること。

22 入札説明書等に関する質疑

- (1) この説明書及びこれに添付した書類に対する質疑がある場合は、質問票（様式 2）を次のアからウにより提出すること。

ア 提出期限

令和 8 年 4 月 24 日（金）午後 5 時 00 分

イ 提出場所

大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県総務部税務課税務電算班

電話番号 097-506-2392

FAX 097-506-1719

メールアドレス a11500@pref.oita.lg.jp

ウ 提出方法

アに掲げる期限までに、Eメールにより提出すること。

- (2) 質問に対する回答は、令和8年4月28日(火)までに参加申込のあった者すべてに対してEメールにより回答する。